平成３０年（フ）第８１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢51番地２
サンパルム101号室
債務者　岩渕　　愛
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１号
山形県鶴岡市大山３丁目30番38号
債務者　阿部　広和
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第４号
山形県鶴岡市下川字窪畑１番地490
債務者　小野　　澄
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第１２０号
愛知県春日井市朝宮町３丁目10番地13
債務者　岡村　楽生
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７３号
愛知県豊明市新栄町３丁目288番地　レージュ新栄町205号
債務者　市村　重道
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６３号
愛知県稲沢市祖父江町四貫東堤外1127番地47
債務者　坂口　秀寿
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第７１号
愛知県一宮市天王２丁目４番27号
債務者　木村佐知子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第７６号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅911号
債務者　福元　岩子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３６８号
大阪市住吉区我孫子西１丁目14番16号　オロヒルズ我孫子　201号
債務者　三﨑　俊寛
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９７号
大阪府茨木市丑寅１丁目３番30号　第二ハイシャトータツミ305号
債務者　福本　浩昭
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４６号
大阪市此花区春日出南２丁目５番９号　ヴィラソレイユＡ102、前住所大阪市此花区四貫島２丁目２番２号　エルムすずき　402号
債務者　宮本　　準（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９００号
大阪市生野区新今里６丁目４番７号
債務者　長谷川洪植こと　ＣＨＡＮＧ　ＷＯＯ　ＹＵＬ　張　　佑烈
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９８５号
大阪府門真市速見町１番14―202号
債務者　海老田桃樺こと　趙　　桃樺（旧姓栗山）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３０号
大阪府吹田市五月が丘北25番29号（303）
債務者　大和田誠治
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３６号
大阪市東成区中本２丁目７番15号　レジデンス朝日　603号
債務者　小黒　和人
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３７号
大阪市鶴見区緑３丁目９番15号　302号
債務者　齊藤工業こと　齊藤　惠三
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４３号
大阪市大正区三軒家東２丁目８番29号
債務者　平義貴一郎
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部